### 第9次教育振興基本計画策定指針(案)

#### 1 趣旨

平成23年に発生した東日本大震災により、本市を取り巻く教育環境は大きく変化し、この間。子どもたちの心のケア、学校施設の早期復旧や学習環境の整備、社会教育施設の復旧に努めてきましたが、今もなお、教育を取り巻く環境は厳しいものであることから、これまで以上に適切な教育環境の整備が求められています。

陸前高田市教育委員会は、「郷土で学び夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」を 目標に第8次教育振興基本計画を定め、各種事業を展開してきたところですが、第8 次教育振興基本計画も平成22年度で終了したところです。

その後、平成23年に策定した陸前高田市震災復興計画により、教育環境の復旧・復興に向け各種施策を展開してきましたが、震災復興計画が平成30年度で終了し、今後の市の進むべき方向性を示す陸前高田市まちづくり総合計画の策定に着手していることから、平成31年度を初年度とする第9次教育振興基本計画を定めるものであります。

策定にあたっては、社会情勢や市の現状も踏まえつつ、より快適で適切な教育環境を創造するため、市民と市がこれからの新しい時代の目標を共有し、信頼関係を構築しながら教育行政に係る計画の策定を目指すものであります。

### 2 計画策定における基本的視点

(1) 市民との協働による計画づくり

市民との共通の目標を持って教育行政の振興を図るため、計画の策定段階から、市民参加の機会を設けることにより、市民との協働による計画づくりを進める。

- (2) 現状を把握した上での計画づくり 現在の市の教育行政が抱える課題や市民ニーズを的確に捉え計画策定を行う。
- (3) 総合計画との整合性

市で平成30年度に策定する、「まちづくり総合計画(平成31年度~平成40年度」に基づき、教育分野における個別計画として、5年間の方向性として示す。

(4) 分かりやすい計画づくり

市民主体の視点に立った教育行政を進めるため、分かりやすい計画づくりを進める。

3 教育振興基本計画の期間

計画期間は5年(平成31年度~平成35年度)とする。

#### 4 策定体制 【別紙 1】

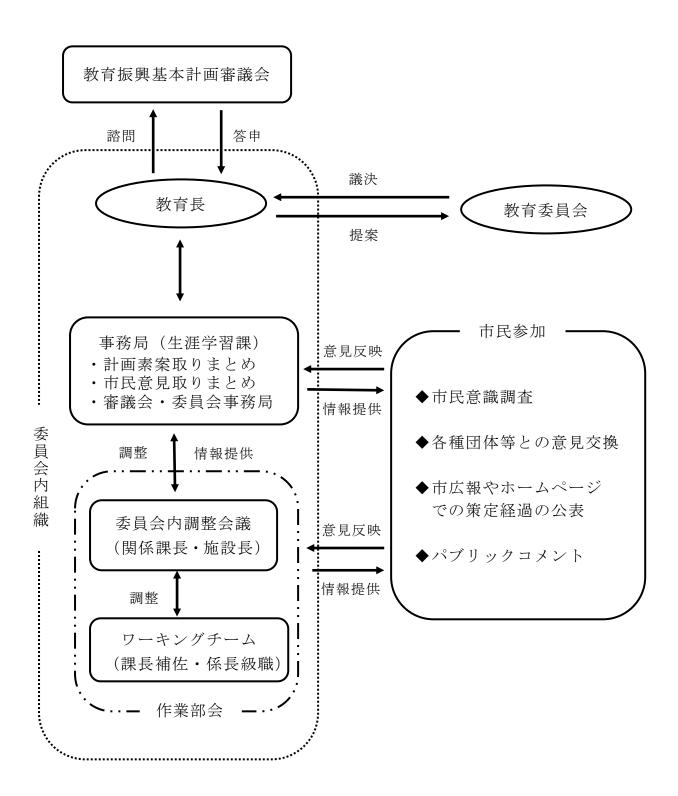
(1) 教育委員会

議決機関として、教育振興基本計画の議決を行う。

(2) 教育振興基本計画審議会

陸前高田市教育振興基本計画審議会規則に基づき設置する附属機関で、教育長の 諮問に応じ、教育振興基本計画に関する事項について、調査審議する。

## 教育振興基本計画策定体制



# 5 策定の流れ

# 教育振興基本計画策定の流れ

年度		審議会	策定本部(庁内組織)	市民参加	教育委員会
平成 29 年 度				市民意識調査 ・各種団体等と の意見交換会	
平成30年度	6月	審議会委員選定	<b>第</b> 定指針決定		定例会
	7月	審嘱・ト語 会 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	基礎調査 1震災復興計画進捗 把握 2国県の施策動向整理 3市民意識調査整理 4各分野課題抽出 等		定例会 ・審議会委員 選任 ・諮問事項
	8月				決定 定例会
	9月		4 各分	・各種団体等と の意見交換会	定例会
	10 月			パブリックコメント	定例会
	11 月				定例会
	12 月				定例会
	1月				定例会
	2月				定例会
	3月				定例会 •計画上程